

・公務員以外

	対象者	申請要否	ご案内送付時期	支給時期
初回	①本市児童手当受給者 (令和7年10月に支給済みの方で、現在も本市児童手当受給者) ②令和7年10月31日までの出生による本市児童手当受給者で、現在も本市児童手当受給者	申請不要	令和8年2月6日	令和8年2月26日
2回目	①市外転出等により資格消滅された方 (本市より児童手当を令和7年10月に支給済みの方) ②施設等入所児童の受給者の方 (令和7年10月に支給済みの方で、現在も本市児童手当受給者)	申請不要	令和8年2月20日	令和8年3月12日
3回目	①令和7年11月以降令和8年1月の出生による児童手当受給者で、現在も児童手当受給者 ②郵便返戻等により住所等の調査及び児童手当受給者変更の確認が終えた方 ③市外転出等により資格消滅された方 (本市より児童手当を令和7年10月に支給済みの方)	申請不要	令和8年3月中旬	令和8年3月下旬
4回目以降	①令和8年2月以降令和8年3月の出生による児童手当受給者で、現在も児童手当受給者 ②郵便返戻や口座不能等により住所・振込口座等の確認を終えた方 ③児童手当資格消滅された方並びに令和7年10月1日以降令和8年3月31日までの出生に伴う物価高子育て応援手当未申請の方で新たに児童手当の申請をされた方	②申請必要 ①③申請不要	令和8年3月下旬以降、順次送付予定	令和8年4月以降、順次支給予定

(注) ご案内送付時期及び支給時期については、前後する場合がございます。

(注) 申請手続きいただいた方についても、審査状況によりご案内送付時期及び支給時期が前後する場合がございます。

(注) 離婚等により児童手当の受給者変更をされている場合は、物価高対応子育て応援手当についても申請が必要です。